



ごみの不法投棄は犯罪です

廃棄物対策課 ☎382-7609 📠382-2214 ✉haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

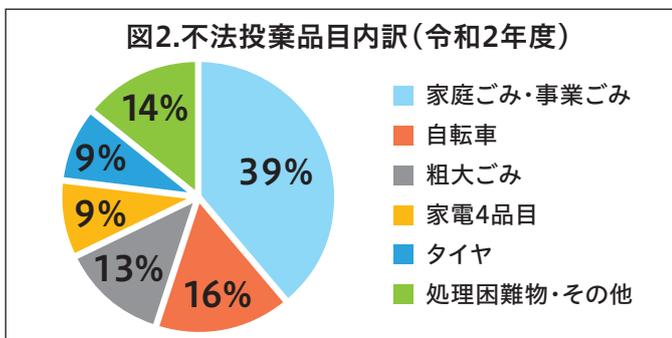
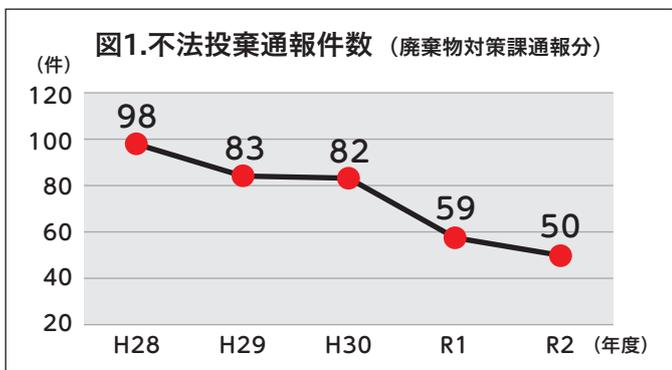
マスコットキャラクター「クリン」
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

ごみの不法投棄は、環境に悪影響を及ぼすだけでなく、まちの美観を損ない、財産を侵害する犯罪行為です。私たちの手で、不法投棄のない美しいまちを目指しましょう。

本市の不法投棄の現状

不法投棄の通報件数は減少傾向にあります
が、昨年度で50件もの通報がありました(図1)。

不法投棄品目の内訳は、家庭や事業から
出る一般廃棄物が約4割、粗大ごみ(自転車
含む)が約3割、処理費用のかかる家電4品
目が約1割となっています(図2)。



不法投棄をすると、どんな罰則があるの?



5年以下の懲役
もしくは
1,000万円以下の罰金
またはその両方が
科せられます。



不法投棄対策

本市では、不法投棄のないまちを目指して、
次の対策を継続して実施しています。

▶ 市内のパトロール

市内約70カ所の不法
投棄多発箇所をパトロー
ルし、清掃することで清潔
に保ち、不法投棄の未然
防止につなげています。



市内を巡回しています。

▶ 看板の支給

不法投棄を未然に防ぐ
ために、土地所有者などに
看板を支給しています。



▶ 監視カメラの設置

不法投棄多発箇所に
監視カメラを設置し、抑止
対策を講じています。



▶ 投棄者への警告・指導

投棄されたごみに警告
ステッカーを貼り、投棄者
にごみの撤去を促してい
ます。また、関係機関と連
携して、投棄者へ原状回復
の指導を行っています。



不法投棄を防ぐためにも、まちをきれいに

ボランティア清掃活動は、まちの美観を保ち、不法投棄されにくい環境へと
つながります。本市では、このような市道などのボランティア清掃活動に対して
ごみ袋の支給やごみの回収の支援を行っていますので、ぜひご活用ください。
詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。

